

すが、すごく難しいのは行政の縦割りという部分です。例えば一度教育委員会担当になってしまうと、子育て支援課や生活保護のセクションとつながるのが難しくなります。行政同士の取り組みが行政間でつながってなくて、情報がやりとりできておらずお互いのセクションの取り組みを知らない。その中継ぎを私たち NPO がしているという状態です。女性センターで DV の学習会を行ったことや、私たちが参加してきたことを子育て支援課に伝えたりします。行政間のパートナーシップを、まずどうにかして欲しいと改めて強く思っています。

インドネシア大使館



私は以前外国籍の男性と結婚していたこともあり、海外で結婚された日本人やそのお子さんなど、たくさんの方からいろいろな相談をされる機会があります。海外ではDV被害にあっても、言葉もなかなか通じず自分がどこへ相談に行っているのかもわからない状況です。現地の役所や制度がよくわからず、情報をすべて自分で探さなければいけないけれど、情報の入手先が分からないことも多いのが現状です。そんな状況のときに、被害を受けた方が一番初めに思い浮かぶところは領事館や大使館です。まずは、そういうところに相談してもいいのだという認識をもってもらうことが大切です。実際に受け入れる体制を、領事館や大使館などでもきちんと作っていただきたいと思っております。

ウィメンズネット秋田

ホームページ上で尼僧「紅蓮」DV 駆け込み寺の副管理人をしています。今日非常に残念なのは、シンポジストとして当事者が参加していないことです。今日は当事者とのパートナーシップも大切だったのではないかと思います。

片山善博（鳥取県知事）

冒頭申し上げましたように、私は日本の行政というのは随分ずれていると思います。そのずれを解消するのが、私が知事という首長になっての大きな役割だと思ってやっています。まず一つは役所を変えなければいけません。トップが気遣いをすれば役所は変わるのです。例えば役所の縦割りはしょうがない面があります。役目を決めたほうが人間仕事をしやすいんです。これだけは責任と権限がありますよとやると、いきいき仕事をやる面があるのです。ですから、違う役目の人と違う役目の人とをつなぐ幹部の仕事がしっかいしないといけません。

鳥取県では毎年順次、組織改革をやっています。従来は中央官庁に対応する縦割りでしたが、少しずつ現場対応型に変えつつあります。それだけで随分意識が変わります。また、重要な課題は少なくとも役所内の各関係部門が連携をとりながら認識を共有することは可能です。警察も教育委員会も含めて、DV 問題についてちゃんと理解し連携を取ることはできます。それも幹部の気遣いだと思います。

それからもう一つ。担当者がかかわるとどうも具合が悪いというように、人間関係だけで仕事をしているとどうしても限界があります。だから、システムとして確立しなければいけないの

ですが、これもトップや議会の問題になります。要はいい人を選ばなきゃいけないということです。選んだ人の責任です。首長も市町村長も知事も、悪ければ変えたらいいのです。議員さんは何人もいますから、いい人をどんどん選べばいいんです。

私はかかりつけの議員さんを持ちましょうと言っています。ああこの人いいなと思ったらその人をみんなで応援して、4年間きちんとモニタリングして、ウオッチングして、よかったらまた応援してあげたらいい。だめだったら、かかりつけの議員をかえたらいい。そうやってだんだん品質管理していくのです。

議会での議案は私が一生懸命考えて出します。議員の皆さんがちゃんと吟味・点検して、異論・反論おありでしょうから、議場ではいろいろな問題が出てきます。なるほどと思ったらそれを政策に取り込むわけです。みんな聞いています。居眠りなんかしません。そういうなかで、DVの問題を議場で議論して制度化しそれがシステム化する。システムとして保証されることになるのです。それをやるのは役人ではなくて、政治です。だからいい政治家を選ばなくてはいけません。バッジを使った人が議場で議論する。きちんと正論を言って実情を訴えて、多くの議員の共通認識にさせる。それによって初めて政治が変わります

鳥取県では、予算は財政課長査定、総務部長査定の段階で全部ホームページに公開しています。なぜこの予算をつけたのか、なぜつけないかというのを各段階で公表していますので、見ている人が何でこれを切ったのかとちゃんと批判してくれます。膨大な予算ですから、私も全部熟知しているわけではありません。情報公開することで大切な予算が役所の世界の事情で切られているようなものが、上がりやすいような仕組みにしてあるのです。

それから、おもしろいのですが、役所では予算にかかる時間は桁数に反比例します。100億と言われるとポンと判をつけてしまうのに、DV300万円と言うと、100万円でもいいんじゃないかとか時間をかけるんです。そうであってはいけません。100億のものにはそれだけの時間をかける。95億でいいとなれば5億浮きます。これは各県のDV費用のものすごい倍の数でしょう。これを県会議員が議場でやれば予算ができるのではないかと思います。

実際地方で仕事をしていて、県の改革や自治体の改革は私の手で随分できます。しかし、児童扶養手当の問題などは国の制度で縛られていますので、自治体独自でできない面があります。そのときには国を変えなきゃいけません。私もさっきの方と同じく国に対しての問題意識を持っています。私は良質な国会議員を選ばなくてはいけませんとみんなに言っています。国会議員を変えなければ、日本は変わりません。私も国に文句を言ったりおだてたりいろいろしていますが、無力感を感じています。

草の根から、市民運動やいろいろな活動をされている皆さんが自治体を変えるんです。国を変えるのは難しい。総理大臣を変えるのは一人ひとりではできません。だけど、小さい市町村だったら、何人が集まれば変えられるのです。市町村こそ変えやすい。だから、地方自治、地方分権が必要なのです。

理想論で言えば、DV対策の補助金も国からもらうのではなく、市町村や県の財源として付与され自由に使えるようになったほうがいい。私は三位一体改革のなかで、DVの対策も補助金をやめて一般財源というのには賛成です。しかし全国の現状を見ると、いまやっとなら補助金があるから何とかこの分野で行政が命脈を保っているのに、補助金がなくなったらすっぱりなくなっ

てしまうのではないかと危惧されている皆さんの気持ちもよくわかります。非常に複雑な気持ちですが、本当ならば、身近なところに権限と財源が移ったほうがコントロールしやすいでしょう。自治体を変えるという、本当の地方自治の取り組みを皆さん一人ひとりもしなければいけません。

櫃本さんが言われた、医療制度をもっと地域で、県などがマネジメントできないかということですが、私はこれからそういう時代になると思っています。いままでは国立大学があって医学部があって、そこが医者という医療現場のなかのスタッフの主要部分を供給する体制になっており、なかなかマネジメントできませんでした。県は県立病院の運営と一般の医事行政をやっていて、国立大学が独立行政法人になったことで随分変わってくると思います。現に鳥取県でも従来できなかった救命救急センターを、鳥取大学の医学部と県や市町村が協力して立ち上げました。地域と大学との連携でできるようになったんです。

医療スタッフの過不足もあります。看護師や理学療法士、小児科や精神科が足りないなどです。それを県がマネジャーとして、大学、関係機関と連携をとりながらやっていきます。いままで県の医事行政は医師会ばかり向いていましたが、これからは、クライアントに向かなければいけません。もう一つは、国立大学など供給側ともっと連携をとらなければいけないということで、いまそれに乗り出しているところです。



最後になりますが、輪を広げるということについて、皆さんよく気をつけてください。ともすれば、一生懸命やっている方々が原理主義とコレクティブイズム（集団主義）に陥りやすいのです。自分たちはこんなにやっているのに、あの人たち全然協力してくれないという想いが強くなってしまいます。人間には事情がありますから、皆さんと同じようにできる人もいればそうでない人もいます。皆さんから見たら、片手間じゃないかと思える人もいますが、私はいろいろな事情がある人みんながいまよりも一歩前に出たら、世の中は随分変わるのではないかと思います。

役所の人も企業の人も善意の人が多く、そのときに、一歩前に出ようとする人を決して後ずさりさせないようにしてください。

例えば先ほどDVの原因説のなかにストレス説があるという話がありました。ストレスの抑圧が移乗される形で出てくるので、加害者は被害者でもあり同情すべき存在なので何にもしなくていいということになったら、絶対だめですね。加害者は加害者でとしてきちんと処罰しなくてははいけないし、加害者対策をしなくてははいけません。だけど、いまの世の中が非常にストレスフルな社会であるということも事実です。そのストレスフルな状態で病んでいる人がいっぱいいて、それが例えば児童虐待につながる可能性もあるし、殺人や犯罪、自殺、高齢者虐待につながる可能性もあるんです。そのとき、まだあまり本質を理解していない人が出てきて、ストレスの多い社会を変えるのがこの問題の解決の一つだと言ったとします。その時、それは違うと指弾しませんか。そこで指弾すると、その人たちは後ずさりしてしまいます。せっかく自分もこの問題にかかわって、少し力を尽くそうと思っているときにピシャッとやられ

てしまうと、ああもう近づくのはやめようと思ってしまいます。人権問題、同和問題のときもそうだったのですが、こういう取り組みのときは、このような面がすごくあるんです。決して後ずさりさせないように、本質をきちんと理解してもらおう努力をしてください。そして別途、直接関係あるかないかわからないけれども、ストレスのない社会をつくるのは我々にとってはいいことなのだから、一緒にやりましょうというぐらいの度量、初心者を広い心で迎え入れる度量を持っていただきたいと思います。

人間というのは、褒められたり、おだてられたりすると一步前に出ます。一步出た人は二歩出ます。しかし、叱られたら後ずさりします。だから、なるべくいい方向におだてて引き込むことも必要だと思います。異論、反論があるかと思いますが、私がいろいろな人権問題、同和問題、ハンセン氏病の問題などにかかわってきたなかで、そういうことをちょっと感じるので、少し提言をしておきました。

榎本真幸（愛媛大学医療福祉支援センター副センター長）

「事件は現場で起きている」。やっぱりそこが大事で、そこで何かが動いていくんだろなと思いました。しかし、現場の人間が、「私たちにしかわからないのよ」と抱え込んでしまうとしんどくなります。もっと、問題を共有できるようにする工夫をしていきましょう。

行政は間違いなく変わりつつあると信じています。すぐ結果を出そうと思うとしんどいからですプロセスを重視してください。行政の専門家というのはいないので、そのプロセスを評価していくことで行政マンを育てていくという発想です。今日来られている行政の方は育てられたことのある方ばかりだと思います。エンパワーメントという言葉はまさにキーワードだと思います。持っている力を叩かれて、押さえつけられている行政マンはごろごろしているけれども、一方で、出会いのおかげで力を引き出すことのできている人もいます。NPO も行政も、互いがそれぞれ持っている内なる力を引き出す関係にあるかどうか鍵だと思います。

鮎川葉子（シーズ市民活動を支える制度を作る会スタッフ）

私の立場として言えることを最後に一つコメントさせていただきます。人権活動家のことをおっしゃられた点ですが、人権活動家の目から見ると、そのような理念の対立が起こる一番の理由は、活動している人たち自身がかかなり当事者性が強いせいだと考えています。具体的な被害にあってなくても、当事者に寄り添い共感するなかからも、当事者性は生まれてきます。当事者性は活動のなかでそれぞれに深い傷つきをもたらすため、活動者にとっては、傷つきからの回復が、自分にとっての大きな課題ともなるわけです。その回復のために活動していると言っても過言ではない人も見かけます。ですから、活動中にいろいろなぶつかりに出会うと、内面の傷のためにどうしても過剰に反撃してしまったり、あるいはこの人はもう話してもわかってもらえないと絶望して話し合いを投げつけてしまったり、ということが起こりやすいのです。余裕を持って話し合える場が社会に十分準備されていないという面はもちろんありますが、内面に傷を抱えて戦っている人が、ちょっとしたことで極端に反応してしまうのは、傷をさらしている以上、ある程度自然な反応なのです。

でも NPO として、多様な人々をコーディネートすることを専門として働こうとするならば、内面の傷つきやすさを抱え自己の回復を見つめながらも、自分自身の立場を客観視して、絶えず周りの多様性を見ながら、どうすれば周りの回復と自分の回復を結んでいけるのかを、常に

考えていなければならないと思います。

近い者同士が目的が同じで協力し合おうとしているのに、小さな齟齬が傷にふれることで問題をこじらせてしまうことが起こっては望ましくないと私も思います。それぞれの立場で、みんなが、自分の内面の回復と他者回復とが連携しているということを思い起こしながら仕事をすることが大切だろうと思っています。

社会は非常に複雑になり、問題も本当に多様で複合的になってきて、より解決の難しいものにどんどん進んでいっています。こうなってくると、本当に行政の枠組みだけではもう何も動かないと言っても過言ではないわけで、どうしたらお互いの特性を生かして連携できるのかを真剣に考え、やってみなければなりません。その際、先ほど知事がおっしゃった運動側の不寛容さは非常にネックになるであろうと、私自身が長く活動してきて、切実にそう思っております。おそらく、みんなが一步前に行くことでお互いが傷ついてしまっても、そこで引いたり投げたりしないで、理解の折り合いをどこかでつけて、さらにもう一步出ることが、これからの協働には多分必要なのだろうなと思います。

有馬真喜子（アジア女性基金理事）

非常に情報豊かで、考えられることの多いシンポジウムだったと思います。当事者の方からの切実なご発言、ありがとうございました。それを受けて会場の皆様もたくさんのいい情報、いい問題提起をしてくださいました。パネリストの皆様、本当にありがとうございました。会場の皆様も本当にありがとうございました。

それでは、これで「NPO・行政・企業のパートナーシップ、岐路にたつDV支援」を終わらせていただきます。ご協力に感謝いたします。



【鮎川氏の資料】

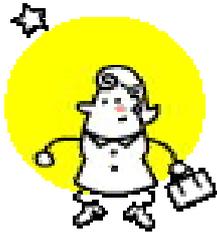
- 1 「シーズブックレット No.5 NPO 法人ハンドブック」P.25 (1999 年 12 月第十刷)
- 2 「NPO の事業の仕組みに関する調査報告書」P.96～97 (2002 年 7 月)
- 3 「日米の寄附市場と NPO」(2003 年 5 月)
- 4 「NPOWEB」<http://www.npweb.jp>

シーズ = 市民活動を支える制度をつくる会が運営するウェブサイト。NPO のためのニュースや情報発信を目的としている。シンポジウム内で紹介されたアメリカの寄付集めや、日本での行政と NPO との協働事例は、特集記事として公開されている。また、「日米の寄附市場と NPO」の英語版の報告書がダウンロードできる。

調査報告書・発行物に関する問い合わせ: シーズ = 市民活動を支える制度をつくる会 E-mail: npweb@abelia.ocn.ne.jp

【ジェンダー問題の歩み】

- 1968 年 労働報酬の男女格差是正についての「ILO100号条約」批准
- 1970 年 日本初のウーマン・リブ大会、「性差別への告発」開催
- 1982 年 「旅行業法」一部改正、旅行業者の売春ツアーなどへの関与禁止
- 1985 年 国連の「女子差別撤廃条約」を批准
- 1986 年 男女雇用機会均等法施行、女子保護規定改定 / 「女性の家 HELP」開設
(従来の反対運動型とは異なる市民活動団体が徐々に活動を広げ始める)
- 1989 年 第 15 回参院選「マドンナ旋風」/ セクシャル・ハラスメント、社会問題化
- 1990 年 外国人登録者数 100 万人突破 / 1 所帯の構成員初めて 3 人割る
- 1991 年 韓国元従軍慰安婦、日本政府を提訴 / 緒方貞子、国連難民高等弁務官就任
- 1992 年 「夫(恋人)からの暴力」調査研究会、国内初の DV 調査実施 /
福岡セクハラ裁判 / 総理府に初の婦人問題担当大臣誕生
(リオ・サミット「国連環境開発会議」開催)
- 1993 年 国連総会「女性に対する暴力廃絶宣言」採択
- 1994 年 家庭科、男女共修へ / 男女共同参画室、内閣府に設置
(シーズ = 市民活動を支える制度をつくる会発足)
- 1995 年 北京、「第 4 回世界女性会議」 / 阪神大震災 /
財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)設立
- 1996 年 「男女共同参画 2000 年プラン」策定 / 「優生保護法」「母体保護法」へ改称 /
米三菱自動車がセクハラ放置で敗訴
- 1997 年 『国民生活白書』表題、「働く女性 新しい社会システムを求めて」
- 1998 年 東京都「女性に対する暴力調査」実施、国内初の DV の公的調査 /
旧労働省、「セクシャル・ハラスメント防止の指針」公布 /
(NPO 法成立・横浜市が市民活動と市との協働の基本方針を提案)
- 1999 年 「男女共同参画社会基本法」施行 / 「改正男女雇用機会均等法」施行、女子保護規定撤廃 /
- 2000 年 国連特別総会「女性 2000 年会議」 / 「ストーカー規制法」施行 /
総理府男女共同参画室、「男女間における暴力に関する調査」 /
旧日本軍の女性への虐待行為を裁く、NGO による「女性国際戦犯法廷」開催
- 2001 年 中央省庁再編、内閣府に「男女共同参画会議」発足 / 「DV 防止法」施行 /
(認定 NPO 法人制度始まる・鳥取県が NPO 促進条例を制定)
- 2002 年 DV 法に基づき、配偶者暴力相談支援センター設置
- 2003 年 (NPO 法人数が 1 万を超える)
- 2004 年 改正 DV 法成立 / スマトラ・インド洋津波 /
- 2005 年 (NPO 法人数が 2 万を超える・認定 NPO 法人は 2 月現在 29 法人)



展示ブース

「行政と企業」「NPO と企業」のタイアップ



「岡山市」+「(株)両備タクシーセンター」「両備グループタクシー3社」		
	岡山市のDV対策事業の現状	68
	DV被害者緊急一時保護連携協定書	70
	緊急一時保護の実施フロー	71
	「サンフラワー基金」趣意書	72
「東京ボランティア・市民活動センター」+「マイクロソフト株式会社」他		
「東京ボランティア・市民活動センター」	ニュースレター『ネットワーク』2002年6月	75
	ニュースレター『ネットワーク』2002年7月	76
	ニュースレター『ネットワーク』2002年9月	77
	ニュースレター『ネットワーク』2003年2月	78
「WING21」+「マイクロソフト株式会社」	報道資料 2004年7月	79
「湘南DVサポートセンター」+「コールマンジャパン株式会社」		81

岡山市のDV対策事業の現状

- 1 男女共同参画相談支援センター
 - ・事業の内容 配偶者からの暴力(DV)、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する人権侵害に関する相談に応じ、情報提供その他の支援を行う。所長、主事各1名(さんかく岡山職員兼務)、相談員(嘱託員)4名を配置。
 - ・設置年月日 平成14年4月1日
 - ・根拠条例等 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第21条
- 2 配偶者暴力相談支援センター
 - ・事業の内容 改正DV防止法の施行(平成16年12月2日)により、市町村が設置する適当な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが可能となったことを受け、市の男女共同参画相談支援センターにおいて配偶者暴力相談支援センター業務を行う。
 - ・設置年月日 平成16年12月2日
 - ・根拠条例等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第2項 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例施行規則第11条
- 3 緊急一時保護(シェルター機能)
 - ・事業の内容 DV被害者からの申し出により、配偶者暴力防止法による一時保護が開始されるまでの間、当該被害者とその同伴する家族を市が指定した保護施設において保護する。
当該緊急一時保護は相談専用電話(相談ほっとライン)により24時間対応で実施する。
市が緊急一時保護を決定した場合においては、市の依頼に基づき、両備グループタクシー関連各社がDV被害者を保護施設へ移送する。
(「10 DV被害者緊急一時保護連携業務」を参照)
 - ・開始年月日 平成14年4月1日
 - ・根拠条例等 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第23条
- 4 DV防止法による一時保護の受託(シェルター機能)
 - ・事業の内容 DV防止法に規定する県女性相談所(売春防止法上の婦人相談所)が実施する一時保護業務について、県女性相談所からの委託により、市の施設において実施する。
 - ・開始年月日 平成14年7月1日
 - ・根拠条例等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第4項
- 5 自立支援のための保護(ステップハウス機能)
 - ・事業の内容 配偶者暴力防止法による接近禁止の保護命令を受けた被害者及びその同伴する家族を、当該保護命令の効力が有する間、市の施設において保護する。
 - ・開始年月日 平成14年4月1日
 - ・根拠条例等 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第24条
- 6 公営住宅の優先入居等(ステップハウス機能)
 - ・事業の内容 配偶者暴力防止法による保護命令の決定を受けた被害者について、岡山市営住宅条例及び同施行規則の規定の緩やかな運用により、入居者の選考に当たりその当選率を優遇する。
 - ・開始年月日 平成14年9月
 - ・根拠条例等 岡山市営住宅条例第8条第4項、同施行規則第5条第1項第3号

7 再生品等の優先的無償提供（ストックハウス機能）

- ・事業の内容 「東部リユースプラザ」において有償又は無償により提供している家具、家電製品などの再生品等を、DV被害者に対して無償で優先的に提供する。
当該再生品等の提供は、本市男女共同参画相談支援センターの所長がDV被害者の自立のために生活用品の支給が必要であると認めた者に対して行う。
- ・開始年月日 平成15年1月6日
- ・根拠条例等 東部リユースプラザにおける再生品等の展示及び販売に関する要綱第4条

8 DV被害者サポーター等養成・活用事業

- ・事業の内容 岡山県と共同でDV被害者サポーター養成講座を開催し、DV被害者を直接又は間接に支援する市民ボランティアを養成する。岡山県がDVの基礎知識の習得をめざす基礎講座を、岡山市がDV被害者に直接関わる力の修得をめざすフォロー講座を担当。平成16年度からは、県下10市で構成する岡山県都市DV被害者サポーター養成事業実行委員会が実施。
- ・開始年月日 平成15年7月（活用事業は平成16年度から）
- ・根拠条例等 なし

9 住民票等交付制限

- ・事業の内容 DV及びストーカー行為等の加害者によるその被害者の住所の探索を防止するため、当該加害者からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の請求については、不当な目的によることが明らかであるとして、住民基本台帳法の規定に基づき、それらの請求を拒む。
- ・開始年月日 平成16年7月1日（要綱実施）、平成16年10月1日（条例実施）
- ・根拠条例等 岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援のための住民基本台帳事務の取扱いに関する条例（平成16年10月1日施行）
住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条（請求事由等を明らかにすることを要しない場合）、戸籍の附票の写しの交付に関する省令第2条（請求事由等を明らかにすることを要しない場合）
住民基本台帳法第11条第3項（住民基本台帳の一部の写しの閲覧）、第12条第5項（住民票の写し等の交付）、第20条第2項（戸籍の附票の写しの交付）

10 DV被害者緊急一時保護連携業務

- ・事業の内容 市が「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」の規定に基づいてDV被害者の緊急一時保護を決定した場合において、市の依頼に基づき、両備グループタクシー関連各社がDV被害者を移送。
DV被害者の移送に係る費用は両備グループが負担。
市が保有する個人情報（保有個人情報）の適正管理。
連携業務に従事する従業員に対しては事前研修を実施。
- ・開始年月日 平成16年12月2日
- ・根拠条例等 DV被害者緊急一時保護連携協定書（平成16年12月1日締結）
保有個人情報の取扱委託に関する覚書（平成16年12月1日締結）

DV被害者緊急一時保護連携協定書

両備タクシーセンター、岡山交通株式会社、両備運輸株式会社及び岡山タクシー株式会社（以下「甲」という。）と岡山市（以下「乙」という。）は、DV被害者の緊急一時保護における連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）が地域社会全体で解決すべき課題であるとの認識に立ち、岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（平成13年岡山市条例第34号）第23条に基づく緊急一時保護（以下「緊急一時保護」という。）の実施に当たって官民が連携することを通じて、DV被害者の保護及び支援の促進を図ることを目的とする。

（DV被害者の移送）

第2条 乙がDV被害者の緊急一時保護を決定した場合において、甲は、乙の依頼に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）当該DV被害者を保護施設へ移送すること（以下「移送業務」という。）
- （2）当該DV被害者を保護施設へ移送するための配車を行うこと（以下「配車業務」という。）

（費用負担）

第3条 前条各号の業務（以下「緊急一時保護支援業務」という。）を行うに当たり必要な費用は、甲が負担するものとする。

（再委託の禁止）

第4条 甲は、緊急一時保護支援業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ乙の書面による承認を受けた場合はこの限りではない。

（秘密の保持等）

第5条 甲及び本協定に基づく業務に従事する従業員又は従事していた従業員（以下「甲の従事者」という。）は、緊急一時保護支援業務を実施する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。

（保有個人情報の取扱い）

第6条 市が保有する個人情報の取扱いについては、別に覚書を締結する。

（DVに関する研修）

第7条 甲は、配車業務に従事させようとする従業員及びその管理者並びに移送業務に従事する従業員の管理者に対し、DVの特性等に関してあらかじめ乙が実施する研修を受けさせなければならない。

（責任分担）

第8条 甲は、緊急一時保護支援業務の実施中に発生した事故により甲又は甲の従事者が損害を受けたときは、自らの責任において処理するものとする。

2 甲は、緊急一時保護支援業務の実施中に甲の責めに帰すべき理由により第三者（当該DV被害者を含む）に及ぼした損害については、その賠償の責めを負わなければならない。

（臨機の措置）

第9条 緊急一時保護支援業務の実施上、緊急の措置を要すると認めるときは、乙は甲に対し、所要の措置を執ることを求めることができる。

2 前項に掲げる措置の実施に伴う経費の負担については、甲、乙協議するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成16年12月2日から平成18年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から特段の申出がないときは、当該期間を一年間延長したものとみなす。以後もまた同様とする。

（締結の解除）

第11条 前条の期間内であっても、甲又は乙の申出によりこの協定を解除することができる。

（協議事項）

第12条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して処理するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年12月1日

両備タクシーセンター 理事長
岡山交通株式会社 取締役社長
両備運輸株式会社 取締役社長
岡山タクシー株式会社 取締役社長

小、嶋、也、洋

岡山市長

萩原 誠 司

「サンフラワー基金」趣意書

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、当事者だけでなく、子どもに及ぼす影響も非常に大きく、深刻な社会問題となっています。これに対処するため、国では平成13年4月に配偶者暴力防止法が制定されましたが、岡山市でも、平成14年4月から、市の条例に基づいて緊急一時保護をはじめとする独自の被害者保護の取り組みが積極的に進められています。

こうした中、平成13年、岡山市と姉妹縁組を結んでいる米サンノゼ市から、姉妹都市交流団体パシフィック・ネイバーズの創始者であるウエード・ホーバーさんと妻のベット・ホーバーさんが岡山市を訪問されました。来岡の目的は、「岡山市あいつェスティバル・2001」に合わせて、ベット・ホーバーさんの水彩画展を開催するためでしたが、彼女はアメリカのDV事情に詳しく、その悲惨さに大変心を痛めておられたことから、岡山市のDV被害者の救済のためにと、その売上金の一部を市民の一人に託されました。

私たちは、彼女の好意を貴重な種に広く協力を呼びかけて、平成14年6月にDV被害者支援を目的とした基金を立ち上げ、その名称を、彼女が一番好きな花である「ひまわり」に因んで「サンフラワー基金」と命名した次第です。

基金設立当初から、私たちはDV被害者への物資提供事業を実施するなど、より効果的な支援策を模索してまいりました。そして、平成16年1月には経済的に困窮しているDV被害者の方々に、返済を必要としない資金を提供して自立に役立ててもらおうという、他に例を見ないDV被害者自立支援金支給事業を私たちの取組みの一つに加えました。また、この度は、DV被害者に同伴する児童がいる場合、支援金を増額して支給するように、事業の充実を図りました。

今後、更に各界各層の皆様の協力を仰ぎつつ、岡山市と協働して、DV被害者の支援に向けた大輪の「ひまわり」を咲かせてまいりたいと考えておりますので、どうか、この趣旨にご賛同いただき、特段のご支援ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

平成17年4月

サンフラワー基金



「サンフラワー基金」の主な事業

○ DV被害者自立支援金支給事業

岡山市男女共同参画相談支援センターにおいて相談を受けているDV被害者又は「さんかく条例」第23条の規定による緊急一時保護を受けているDV被害者であって、同相談支援センターの所長が自立のために自立支援金の支給を必要とする者であると認める方に、同一のDV被害につき1回を限度に、最高30,000円の自立支援金を支給します。また、被害者に同伴する児童（18歳未満）がいる場合、一人当たり5,000円を支給します。

○ DV被害者緊急支援資金提供事業

岡山市男女共同参画相談支援センターにおいて相談又は緊急一時保護を実施しているDV被害者に対し、直接的かつ緊急的に資金を提供する事業です。

提供できる資金は、DV被害者が同伴する乳幼児のミルク・おむつ代、深夜における食事など緊急的な食費、下着などの日用必需品等の軽費、岡山市男女共同参画相談支援センターでの相談時における託児料など、必要最小限の経費です。

同相談支援センターからの要請に基づき、サンフラワー基金が必要と認める場合に資金を提供します。

○ DV被害者支援チャリティー事業

サンフラワー基金の活動を広報し、その活動の趣旨について広く市民の理解を得ることを目的に、年に1回程度、チャリティー事業を実施します。

《お振込先》

○銀行振込	○郵便振替
名義人 サンフラワー基金	加入者名 サンフラワー基金
代表 高田武子	代表者 高田武子
振込先 中国銀行岡山市役所出張所	記号番号 15430-28948281
口座番号 1232787	

《お問合せ先》 岡山市表町三丁目14番1-201号「さんかく岡山」気付
086-233-1335

DV当事者女性の支援に 企業と挑む ボランティアが

—ITボランティア・プログラム①—

東京ボランティア・市民活動センターでは、マイクロソフト株式会社(以下、マイクロソフト)、日本ヒューレット・パッカード株式会社(以下、日本HP)と協働して、ドメスティック・バイオレンス(配偶者や恋人など親密な関係にある男性が女性にふるう暴力のこと。以下、DV)の被害を受けた当事者女性を支援する「ITボランティア・プログラム」を実施しています。

この事業は、都内および神奈川県内にあるDV当事者女性のための民間シェルター(一時避難所)や母子生活支援施設、当事者団体など15団体にボランティアがチームで出向いてパソコン(以下、PC)の基礎技術を教えるというものです。

日本においても昨年10月から「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」(略称:DV防止法)が施行され、この問題に対して社会的な関心が高まりつつありますが、当事者女性たちの自立生活を支援する施策は不十分なままです。例えば、DVの当事者女性たちがPCなどの職業訓練を受けるにしても、加害者からの追跡を恐れたり、子どもがいるために通うことが困難なケースも少なくありません。そこで、当事者女性たちのいるところでPCを教えるという企画が生まれました。

本事業を実施するにあたっては、マイクロソフトが運営資金と111のアプリケーション・ソフト(Windows Office XP Professional)とマウスを提供。ま

た、日本HPが各受入団体に111台のノート型PCやプリンタ、ネットワークのための機器などを寄贈しています。さらに、ITボランティアを募集する際も、三者共同でプレス・リリースしたり、マイクロソフトと日本HPの社内メールを活用して全社員に呼びかけました。その結果、両社の社員からも多くの応募がありました。

ITボランティアには、当事者女性にPC操作を教える「指導ボランティア」と、各PCに基本ソフトをインストールしたり、ネットワークの構築や技術的なアドバイスを行う「環境設定ボランティア」がいます。また、当事者女性の交流やPC体験、就労相談などを行う「ITカフェ」にも、多くのボランティアたちが参加する予定です。

現在、「指導ボランティア」は各団体に赴く前に、「ITボランティア養成講座」の平日夜コースと週末コースに分かれて、DVについての理解やPC操作をわかりやすく教える方法を月2回ペースで約2ヵ月半にわたって学んでいます。

こうした「指導ボランティア」は、当事者女性に直接関わるため、女性のみを募集しましたが、定員40名をはるかに越える238名の応募がありました。都内のみならず近隣の県からの申込みも多く、そのほとんどが仕事を持つ女性たち。「何かボランティア活動をしたと思っていただけ、きっかけがなかった」、「仕事でPCを使うことが多く、その技術を活かしたい」、「月2回程度で平日夜

か週末の活動なら参加できると思った」、「女性として女性を支援したい」、「DVの問題に関心があった」など、その応募動機はさまざまです。

また、「環境設定ボランティア」には41名の応募がありましたが、こちらにはPCの専門技術をもった20～30代の技術者たちが集まりました。この活動はあくまで後方支援であり、ボランティアは当事者女性に直接関わらないので男性が多く参加しています。

今回はDV当事者女性や支援団体を対象としたプログラムであることから、情報の漏洩に十分配慮することや団体ごとの特徴やニーズへの細かな対応が求められます。このような「難題」に対して、ボランティアたちがそれぞれの専門性を発揮しながら、アイデアを出し合っ

てプログラムを創っています。今後は、環境設定ボランティアが各受入団体のPC環境を整え、8月からは各受入団体に指導ボランティアが出向いて、PC教室が始まります。そして、9月からは、前期プログラムを改善した後期プログラムがスタートする予定です。





ノートPCのインストール等には日曜日の19時限を費やした。

環境設定ボランティアたちの “舞台裏”での活躍

—ITボランティア・プログラム②—

本年度の4月から、ドメスティック・バイオレンス(以下、DV)の被害を受けた女性たちの自立生活を支援するために、ボランティアたちがパソコン(以下、PC)の基礎技術を教える「ITボランティア・プログラム」がスタートしました。本プログラムには、マイクロソフト株式会社がソフトウェアと運営資金を、日本ヒューレット・パッカード株式会社が各種ハードウェアを寄贈し、東京ボランティア・市民活動センターがその運営にあっています。実際に当事者女性たちのところに行き、PCを教える“指導ボランティア”は女性ですが、PCのネットワークの構築や技術的なアドバイスをする“環境設定ボランティア”には、男性も数多く参加しています(男女比7:3)。

去る4月21日(日)に本センター会議室で開催された「環境設定ボランティア説明会」には、20～30代中心の技術者が30名近く集まりました。今回PC教室が開催されることになっているDV当事者女性たちを支援する施設・団体(以下、受け入れ団体)の情報が加害者男性に漏れた場合、大きな事故につながりかねません。参加者からも、どのような配慮が必要かという質問や、PC教室のネットワークが安定して機能するための具体的な提案がたくさん出されました。

環境を設定するにあたっては、まず、ガイドラインの策定が必要ということになり、5月12日(日)に第1回の打ち合わせ会を開催。直前の呼びかけにも関わ

らず、17名のボランティアたちが集まり、ウイルス対策や情報漏洩、環境設定の共通モデルについて熱心にディスカッションしました。しかし、15の受け入れ団体はそれぞれの状況や要望が違うために統一したネットワークを構築することが難しいという問題があります。また、これらの受け入れ団体は、まだインターネットを使用していないところも多く、その回線やプロバイダーの選び方がわからなかったり、情報漏洩を心配しているところもありました。

そこで、環境設定ボランティアの発案により、受け入れ団体への説明会や現地調査が週末や平日の夜に次々と実施されることになりました。毎回、環境設定ボランティアたちが数名ずつ参加しながら、それぞれの団体から詳細なヒアリングをしたり、インターネット接続についての質問や不安に答えると、「さすがですね。本当に心強いです」と、受け入れ団体のスタッフたちに好評でした。

インターネットを使うことは、当事者女性たちが将来仕事をする上で必要となりますし、プライベートでもさまざまな生活情報を手軽に収集したり、家族や友人たちとの連絡にも利用できるという利点もあり、いかに自分たちの情報を漏洩せずに安全にインターネットを使うかを当事者女性に伝えることが必要となります。つまり、環境設定の段階では、できるだけ当事者女性の居場所が特定されないようなプロバイダーの選択やメール・アドレスの設定が必要となります。ま

た、受け入れ団体が業務で使用しているPCと学習用のPCとは異なるということも確認されました。運用面については、環境設定ボランティアから指導ボランティアに「安全なインターネットの使い方をどう教えるか」という課題をし、現在、当事者女性向けのガイドブックも作成中です。さらに、環境設定ボランティアの1人が株式会社日経BPラーニングの社長さんをお願いをして、インターネット・セキュリティについてのオンライン講座の無料使用権が各受け入れ団体と本センターに寄贈されることになりました。

そして、今後のPCネットワークの維持管理にあたって、環境設定ボランティアたちから、「受け入れ団体のスタッフが自分たちでPCのネットワークを維持管理できるように基本的なことを教えよう」という提案があっただけでなく、各受け入れ団体のPCの環境設定を再生できるようにするためのソフトウェア111台分を株式会社シマンテックが提供していただくことになったのも、環境設定ボランティアの紹介によるものです。

こうした、環境設定ボランティアたちの“舞台裏”での活躍のおかげで、7月中には前期の受け入れ団体でのPCの環境が構築されます。そして、いよいよ指導ボランティアたちによるPC教室が8月以降に開催される予定ですが、今後、環境設定ボランティアたちは各受け入れ団体での技術的サポートを行うとともに、後期プログラムの準備に入っていきます。



参加者は20～30代の企業で働く女性たちが多い。

DV問題とPC指導法を学ぶ 『ITボランティア養成講座』

—ITボランティア・プログラム③—

東京ボランティア・市民活動センターでは、ドメスティック・バイオレンス(夫や恋人からの暴力、以下、DV)の被害を受けた女性たちの自立生活を支援しようと、この4月より、マイクロソフト株式会社と日本ヒューレット・パッカード株式会社の多大な支援を受けながら、女性のボランティアがDV関係の施設・団体において、当事者女性にパソコン(以下、PC)の基礎技術を教える『ITボランティア・プログラム』を実施しています。

前期プログラムでPCを教える「指導ボランティア」を募集したところ、238名もの応募がありました。彼女たちの多くは企業でPCを使いながら働く20～30代の女性であり、50代以上でPCをマスターした女性たちもいます。この中から選ばれた40名が平日夜コースと土曜日コースに分かれて、月2回(各回2時間)、合計6回の『ITボランティア養成講座』(以下、講座)に参加し、DVについてやPCの基礎技術の“教え方”を学びました。

第1回と第2回の講座では、本プログラムのオリエンテーションの後、DVの定義やその実態、当事者女性のおかれている状況についてDV関係施設・団体のスタッフから説明を受けました。若いボランティアの中には「DVのひどさについて知り、かなり“へこみ”(落ち込み)ました。でも、PCの技術を活かして少しでも力になれば」と思っていま

す」と、感想を語る人も。

そして、第3～5回の講座では、PCの基礎技術の“教え方”を指導ボランティア同士で学びあったり、研究協議しています。まず、講座の前に指導ボランティアの中でPCインストラクターの経験のある人やDVについてよく理解している人からなる講師チームが組織され、メーリング・リストやミーティングで活発に意見交換をしながら、学習プログラム案が練られていきました。また、講座の中でPC教室に参加する当事者女性の技術レベルや希望をより詳細に把握することが必要だということになり、急遽、本センターと指導ボランティアとでメールをやりとりしながらアンケートを短期間に作成。

その結果、生徒の技術レベルとしては、まったくの「初心者」と入力ができるがPCの基礎技術を全体的に身に付けていない「初級者」があることが明らかになり、また、DV当事者女性の各施設・団体での滞在期間がまちまちであるために、週1回の「2カ月コース」と「3カ月コース」とが構築されたのです。

各回の講座の後半では、母親についできた子どもへの対応を話し合ったり、当事者女性が自分たちの情報を漏らさないように安全にインターネットを使う方法についても協議されました(この内容はガイドブックにまとめられ、当事者女性たちに配付される予定)。また、株式会社リクルートのワークス研究所で

働いている指導ボランティアから、現在の雇用状況と就労のポイント、インターネットでの就労情報の集め方について学ぶ機会もあり、盛りだくさんの内容でした。

最終回(第6回)の講座では、指導ボランティアが担当する施設・団体ごとに4～5名のチームに分かれ、そのスタッフと一緒にPC教室の進め方について相談しました。その後、7月下旬からは各施設・団体において指導ボランティアと生徒との顔合わせも行われ、PC教室が各地でスタートしています。緊張しながら初回のクラスに参加した指導ボランティアたちから「生徒さんたちがとても熱心で、ちょっとしたことで喜んでくれて、とても嬉しい」という感想や、受け入れ団体から「指導ボランティアの方々がとても親切に教えてくれて、和気あいあいと楽しそうです」といったお礼のメールが次々に届いています。

そして、今回、各施設・団体で使用される教科書の追加分として、株式会社インプレスコミュニケーションズより『できるパソコン&インターネット(改訂版)』を50冊、また、各施設・団体におけるコンピュータ・ウィルスや不正アクセスを防ぐためのソフト、『ノートン・インターネット・セキュリティ』111台分を株式会社シマンテックが1年間貸与していただきました。心より感謝いたします。



ITボランティアの交流会で、向かって左が奥津さん。

日本における「社会人がボランティアをすること」の意義

奥津 和真 (おくつ かずま)

—ITボランティア・プログラム④—

東京ボランティア・市民活動センターは昨年4月よりマイクロソフト株式会社および日本ヒューレット・パカード株式会社の支援事業として、DV当事者女性の自立を支援する「ITボランティア・プログラム」を実施しています。パソコンを教えるのは女性のボランティアたちですが、男性もパソコンの環境設定に活躍しています。今回はボランティアのお一人に寄稿いただきました。

特定の宗教の影響などが少なく、「社会貢献」ということに対する意識も決して高くない日本において、欧米と比較すると自由時間が限られる社会人がボランティアをすることの意義はどこにあるのだろうか？ もちろん、特定のボランティア・プログラムに対して、個人的に何か想いがある人が参加する人もいるだろう。でも、多くの社会人ボランティアがボランティア活動をはじめるときの意識は「自分が何人かのために役立つなら」といった漠然としたものではないだろうか。

実際に私自身や、周りの社会人ボランティア達が感じていることは、「今までの生活では知り合えなかった人達との出会いや、仕事などとは違った満足感が得られる」ということである。

これには日本特有の状況を考える必要があるかもしれない。日本では所属する企業と自身の生活とのつながりが強い反面、特に都市圏における地域内で人のつながりは希薄な場合が多い。そういったことから、社会人(特に一般企業に勤務する人)が日常生活のなかで即応的に利害関係のない新たな交流を求めるとは決して容易ではない。そういった意味で、ボランティアに参加することにより、利害が一切絡まない幅広い交流が生まれることがひとつの利点だと思う。

そして、ボランティア活動が利潤追求を目的としていないことも重要な要素

である。通常、企業内で行われているほとんどの活動は利潤を追求するものであり、ふだんの仕事では、利益を出すということが足かせになることも多い。そういった意味で、基本的に利益を考えずに行えるボランティアは、プロジェクトとしての自由度が高いことから、ある意味「仕事」としての面白さがあるようにも思う。

このように、社会人ボランティア側から見れば、普通なら知り合えない人との交流や、ふだんの仕事と違った満足感、また、社会に対する「おもいやり」を認識することができるなどいろいろな利点や考える機会を得られること、また、逆にボランティアを受け入れる側からすれば、さまざまな知識、経験などを持った多くの社会人ボランティアが活動することにより、良い意味で効率的かつ積極的なボランティア・プログラムの展開を図ることができると思われる。

私の友人たちにボランティアの体験談をすると非常に強い興味を示すように、社会人ボランティアがさらに増えていく余地は十分にあると考えられる。私自身が参加しているITボランティア・プログラムにおいても、多くの社会人ボランティアが精力的に活動しており、ボランティア間の様々な交流もおこなわれているようである。要するにキッカケさえあれば始める人は意外と多いのではないだろうか。

今後の課題としては、社員による社会

貢献活動への理解が進んでいない日本企業の意識改革を働きかけることが必要だろう。例えば、ボランティア休暇などの制度が形式上は整っていたとしても、実際に利用者がいないというような場合、何かが障害になっていることを考えるべきかもしれない。組織として根本的な社会貢献活動への理解が必要だろう。そして、ボランティアを受け入れる側の方々にも、時間や地理的条件など制約の多い社会人ボランティアに対する理解を進めてもらうことが、よりよい社会貢献を実現し豊かな社会を形成するための糧になるのではないだろうか。もちろん、私もボランティアのひとりとして、今後ももっと多くの社会人ボランティアと、それを必要としている組織がよりよい関係を築くことができるように努力していきたいと考えている。

奥津 和真

☆プロフィール

(DV当事者女性を支援するITボランティア・プログラム環境設定ボランティア)
1973年生まれ、東京都武蔵野市在住。

年少の頃からパソコンに触れる機会に恵まれ、14歳でパソコン通信をはじめたことによりコンピュータ同士がネットワークで結ばれることの重要性に気づく。

その後、学生時代を経て希望通りIT業界に就職。数社を渡り歩いた後、某大手外資系ソフトウェア企業に中途入社。昨年、社内の電子メールで流れて来たボランティアの募集に興味を持ったことがきっかけでボランティア活動の世界に足を踏み入れることとなる。

昨年初、周囲を驚かせながら突然サラリーマン生活を辞め、現在はテクニカルライターとして雑誌やカタログなどの執筆などを行うとともに、NPOや中小企業など主に小規模組織を対象とするITコンサルタントを生業としながら、ボランティア活動を続けている。

報道資料

社会的、経済的に困難な課題を抱える女性の就労を支援する 「女性のためのUPプログラム」を開始

～ドメスティックバイオレンスの当事者などの女性を対象に、就労支援のためのIT研修をマイクロソフトとNPO法人WING21が共同で実施～

マイクロソフト株式会社（本社：東京都渋谷区、代表執行役 社長：マイケル ローディング、以下マイクロソフト）と、特定非営利活動（NPO）法人WING21（事務所：東京都新宿区、理事長：小澤佳代子）は、「女性のためのUPプログラム」を2004年7月3日（土）より共同で開始します。

本プログラムは、マイクロソフトの社会貢献プログラム「UP (Unlimited Potential)」の一環として、ドメスティックバイオレンス(DV)の当事者やシングルマザーなど、社会的、経済的に困難な課題を抱える女性の就労を支援するために、IT研修を実施するプログラムです。UPは、マイクロソフトが昨年より世界各国で展開している社会貢献プログラムです。これまでITを活用する機会の少なかった方々を対象に、IT研修の機会を通してITスキルの習得を図ることで、自己の可能性を最大限に引き出し、さまざまな形で自己実現を果たしていただくよう支援することを目的としています。地域に根ざした非営利団体とパートナーシップを組み、全国各地域の固有のニーズに対応したプログラムを実施しています。「女性のためのUPプログラム」では、マイクロソフトはWING21とパートナーシップを組み、共同でプログラムを実施します。

WING21は、産業カウンセラーの資格取得者メンバーを中心に、女性の就労やキャリア開発の支援を目的に活動を展開しているNPO法人です。女性の就労支援で実績のあるWING21のノウハウを活かして、就労につながる実践的なIT研修や、ITを有効に活用した就職活動方法についての研修など、きめ細やかなカリキュラムによりプログラムを実施します。概要は以下のとおりです。

「女性のためのUPプログラム」概要

- 対 象： DVの当事者女性やシングルマザーなど、社会的、経済的に困難な課題を抱える女性
- 目 的： WING21とマイクロソフトとの協働により、就労につながる実践的なIT研修を通じて、困難な課題を抱える女性たちの就労を支援
- 研修内容： 就労支援IT講座(2時間×5回コース)就職活動に必要最低限のITスキルを身につけるコース(PCの基本操作、PCでの応募書類の作成、インターネットを活用した就職活動、模擬面接など)
PC体験講座(3時間1回コース)PC未経験者がPCに触れてみるための体験コース
PC実践講座(3時間×4回コース)就職面接でPC操作可能とアピールできるためのITスキル習得コース
就職塾(3時間×3回コース)個別のキャリアカウンセリングを含む就職活動のフォローアップコース
- 期 間： 2004年7月より2年間で予定

「女性のためのUPプログラム」は、2002年4月から2004年3月までの2年間にわたり実施した「ITボランティア・プログラム」の経活かし、就労支援により焦点をあてて実施していくものです。「ITボランティア・プログラム」では、日本ヒューレット・パッカード株式会社、および東京ボランティア・市民活動センターとマイクロソフトが共同で、2年間で約600名のDV当事者の女性たちをはじめ困難な課題を抱える女性たちを対象に200名以上のボランティアによるIT研修を実施しました。現在までに、実施対象者のうち35名の方々がプログラムを通して就労し、5名の方がマイクロソフトの認定資格に合格しました。本プログラムでは、日本ヒューレット・パッカード株式会社、中外製薬株式会社、ゴールドマン・サックス証券会社、東京ボランティア・市民活動センター、株式会社シマンテックの協力を得るとともに、「ITボランティア・プログラム」の各分野で活躍したボランティアの方々に引き続き協力していただき、実施していくことになります。

湘南 D V サポートセンターの活動

神奈川県藤沢市にある湘南DVサポートセンターは、1999年にドメステクバイオレンス(DV)の被害を受けた女性と子どもたちの支援を専門に行う民間組織として活動を始めました。カウンセリング、アドボケート・サービス、子ども向けのグループカウンセリングなど、DVの被害を受けた女性や子どもたちの生活全般を視野にいれたサービスを提供しています。センターでは被害を受けた女性を支援していく上で、子どもの問題を避けておることはできないと考え、特に、DVの存在する家庭で育つ子どもたちの心の回復に力を入れて取り組んでいます。安心できる環境のなかで、楽しい経験を分かち合うことを通じて心の回復を目指しています。

子どもの心の回復プログラム

DVは被害者である女性にダメージを与えるだけでなく、暴力を目撃している子どもたちの心にも大きな傷を残します。子どもたちの心の回復には、信頼できる大人との出会いや信頼性の高いカウンセリングプログラムが不可欠です。センターでは、アメリカの多くの機関が実施しているDAPが開発した「暴力を目撃した子どもたちの心の回復プログラム」を導入し、母と子どものカウンセリングに応用すると同時に、プログラムの基礎を学ぶ講座を全国で開催しています。



子どもたちの心のケアには、「安全で！楽しい！」がキーワード。



子どもたちの多くは家庭内で直接暴力を受け、または目撃して育つことにより、やり場のない怒りや無力感、自己否定感をもつことが多いといわれています。このプログラムの中で、信頼できる仲間や大人と出会い、肯定的な体験をすることによって、徐々に自分が秘密にしてきた家庭内での暴力について語れるようになり、自尊心を回復していきます。

ファシリテーターには、子どもの気持ちや価値観、子ども文化を理解できる人が求められます。男女2名のファシリテーターが平等な関係性を見せることで、子ども達に、今までとは違ったコミュニケーションのとり方があることも教えていきます。

「暴力を目撃した子どもたちの心の回復プログラム」

このプログラムは、1981年、アメリカの非営利法人ドメスティック・アブユーズ・プロジェクト=DAP(Domestic Abuse Project)によって子ども達への支援・教育プログラムとして制作されました。子どもたちが「怒り」や「悲しみ」などの感情を表現することを援助しながら、自分自身で身を守る具体的な方法を見つけられるように支援するプログラムです。「秘密を話す」「自分を守ることを学ぶ」「肯定的な体験をする」「自尊心を高める」ことを目標に、週1回10週間で構成されています。安心できる環境で、同じような体験をしてきた子どもたちとの出会いを通して、暴力についての知識を学び経験を分かちあいます。

自然はカウンセラー

DAP-K.I.D.S. (Kodomo Intensive Development System) プログラム

センターは不登校の子どもや障害をもった子どもに、アウトドアプログラム・環境学習プログラムを実施してきた経験を活かし、メンタルケアと野外活動を組み合わせたプログラム“DAP-K.I.D.S.”を実施しています。今年で6年目になるこのプログラムは、障害をもった子ども・学校にいけなくなった子ども・いじめや虐待を受けた子ども、そして、暴力を目撃して育った子どもと母親が対象です。



森から流れ出る清流が集まり、大きな流れとなる川や湖で、親子が力を合わせてカヌーを漕ぎ、参加者全員でワイワイ楽しみながらバーベキューやキャンプをします。自然は子どもも大人も優しく包み込んでくれます。

暴力の存在する家庭では日々の生活が不安定になりやすく、母親と子どもの信頼関係も作りにくくなっています。



キャンプや野外活動は、お互いを認め、信頼できる関係を築く絶好の機会です。親子で協力しながら食事をつくり、寝る場所を確保し、山を登り、急流も乗り切らなくてはなりません。

自然の中で、同じ悩みや問題を共有する人同士が過ごす時間は、回復に向け前進するきっかけを与えてくれます。子どもたちは、安全で安心な環境の中で、楽しい体験を通して、確実に自分自身に対する自信をつけていきます。



親と子のコミュニケーション、子ども同士の関係構築、信頼できる親以外の大人との出会いなど、子どもたちに欠かすことのできない多くの大切なものを、このプログラムは提供しています。



プログラムに参加しているスタッフたちは、子どもにとってロールモデルとなる重要な存在です。ボランティアの大学生や支援者も、事前に研修を受け、安全、児童心理、野外活動・DVや虐待についての十分な知識をもってサポートしています。



コールマンジャパン株式会社は、キャンプ用品の販売をとおりて自然の中で過ごす楽しさを提案している企業です。近年では『子供地球基金』を支援するなど、子どもの福祉にも関心をもって取り組んでいます。キャンプ用品の提供という形で、“DAP-K.I.D.S.”プログラムにもご協力いただいています。

介入・アドボケイト

DVの被害を受けた女性と子どもの心のケアは、同じような速度で進むことが望めます。そのためには、母親が、暴力のある環境下から離れ、失われた社会との接点をつなぎ直し、孤立感から脱することが必要です。しかし、安全な場所への一時的避難、子どもの転校、離婚裁判や就労の問題等、被害を受けた女性一人でこのような問題すべてに対処していくことは大変困難なことです。センターでは、裁判の支援、職業訓練などの中長期の支援計画を立てながら、数え切れないほどある問題の一つひとつを解決していくための手助けをします。

カレッジ …… 連携 のために！

一人の被害者、一組の母子が抱えている問題は複雑かつ膨大で深刻です。決して、一人の支援者、一つの機関が支えられるものではありません。被害を受けた女性や子どもたちが求めている生活の質（QOL＝クオリティー オブ ライフ）の向上にあわせた中長期の継続的な支援を実現するためには、多くの支援機関が連携する必要があります。センターでは、『神奈川DVサポーターズカレッジ』を主宰し、神奈川近県のDVに関わる様々な支援機関に参加を呼びかけ、支援の輪を広げるための研修会を毎年実施しています。

“神奈川DVサポーターズカレッジ”のめざすもの

私たち支援者は…

本当に当事者が求めているものを提供できているのでしょうか？？

DVを受けている女性や子どもが直面している問題に添えているのでしょうか？

カウンセリングではなく、本当は弁護士を紹介してもらいたいのでは？

裁判所に付き添ってほしいのでは？

自立するための就労支援が欲しいのでは？

学校に行けない子どもの遊び相手になったり、勉強をみて欲しいのでは？

しかし、支援者は言います…

スキル不足、資源不足、資金不足、理解不足…何もかも不足していると。

DVの相談にあたる支援者だれでもが突き当たる壁。

みんなで共有してみたら、何かよいアイデアが浮かぶかもしれません！

“神奈川DVサポーターズカレッジ”は、所属の公私を問わず一支援者として何ができるかを考え、互いに学ぶグループです。一人ではできないことも、様々な背景や経験をもった参加者の力、スキル、知識を出し合って連携すれば、できることがあるかもしれません。

このカレッジが、参加者のスキルアップの場、こころのケアの場、そして、支援者同士が顔を見知りになり、連携を深めるための場になることを願っています。

多くの支援者が抱えている問題や悩みを少しでも改善し、支援サービス全体のレベルのボトムアップにつながればと思っています。

また、とかく真剣であるが故に自分自身を振り返る余裕もない現場の支援者のための健康管理やスーパービジョンが受けられる場にも発展していくことを願っています。

現在、このカレッジには、民間支援団体、電話相談機関、女性センター、児童相談所、医療機関、シェルターなどDV支援に欠かせないサービスを提供している機関が集い、研修し、交流を図っています。被害を受けた女性や子どもたちのニーズにあった質の高いサービスを提供するために、一人でも多くの支援者や支援機関の方々が『カレッジ』に参加されることを期待しています。

湘南DVサポートセンター

〒251-0037 神奈川県藤沢市鵠沼6-13-15

tel:090-4430-1836(月～金 9:00～17:00)

fax:0466-36-6616

e-mail: tryton@shonan-net.ne.jp

<http://www.shonan-dv.blogspot.com/>

代表 瀧田信之